

平成 31 年度の業務運営に関する計画 (平成 31 年度計画)

独立行政法人農畜産業振興機構

制定：平成 31 年 3 月 27 日付け 30 農畜機第 7648 号
変更：令和元年 5 月 23 日付け元農畜機第 1265 号
変更：令和元年 6 月 27 日付け元農畜機第 2076 号
変更：令和元年 7 月 22 日付け元農畜機第 2621 号
変更：令和元年 8 月 9 日付け元農畜機第 3054 号
変更：令和元年 9 月 19 日付け元農畜機第 3752 号
変更：令和元年 10 月 17 日付け元農畜機第 4328 号
変更：令和元年 11 月 13 日付け元農畜機第 4858 号
変更：令和元年 12 月 19 日付け元農畜機第 5630 号
変更：令和 2 年 1 月 14 日付け元農畜機第 6034 号
変更：令和 2 年 2 月 4 日付け元農畜機第 6528 号
変更：令和 2 年 2 月 17 日付け元農畜機第 6794 号
変更：令和 2 年 3 月 17 日付け元農畜機第 7606 号
変更：令和 2 年 3 月 25 日付け元農畜機第 7889 号

独立行政法人農畜産業振興機構平成 31 年度計画

第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務

（1）経営安定対策

ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等

（ア）肉用牛交付金の交付

肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。

（イ）肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表

肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。

（ウ）肉豚交付金の交付

肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。

（エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表

肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。

イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等

（ア）肉用子牛生産者補給交付金等の交付

指定協会からの交付申請を受理した日から 14 業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。

（イ）交付状況に係る情報の公表

交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。

ウ 畜産業振興事業

肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体

等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。

(2) 緊急対策

畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。

2 畜産（酪農・乳業）関係業務

(1) 経営安定対策

ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等

(ア) 対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金を交付する。

ただし、対象事業者及び指定事業者から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。

(イ) 交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。

イ 畜産業振興事業

酪農・乳業に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。

(ア) 酪農対策

加工原料乳生産者経営安定対策事業について、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行うため、所要の基金造成を適切に行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に行う。

(イ) 補完対策

酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業にあつては、新規、拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。

(2) 需給調整・価格安定対策

ア 指定乳製品等の輸入・売買

(ア) 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関として、国から通知を受けた平成 31 年度の指定乳製品等の全量を輸入のための入札に付する。

(イ) 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。

また、指定乳製品等の売渡しの当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。

(ウ) 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡し業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。

ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。

(エ) 上記 (イ) 又は (ウ) により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までに、ホームページで公表する。

(オ) 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 19 日までに、ホームページで公表する。

イ 乳製品需給等情報交換会議の開催

脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。

(3) 緊急対策

酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格の

変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。

3 野菜関係業務

(1) 経営安定対策

ア 指定野菜価格安定対策事業

指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。

イ 契約指定野菜安定供給事業

契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から21業務日以内に交付する。

ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。

エ 業務内容等の公表

野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。

オ セーフティネット対策の適切な対応

平成31年産から農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険が開始されたことに伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、登録出荷団体等からの照会等に適切に対応しつつ、生産者が収入保険へ移行する場合の野菜価格安定制度上の手続を的確に実施する。

カ 野菜農業振興事業

野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。

(2) 需給調整・価格安定対策

野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。

4 特産（砂糖・でん粉）関係業務

（1）経営安定対策

ア 砂糖関係業務

（ア）甘味資源作物交付金の交付

甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

（イ）国内産糖交付金の交付

国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

（ウ）業務内容等の公表

本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

イ でん粉関係業務

（ア）でん粉原料用いも交付金の交付

でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

（イ）国内産いもでん粉交付金の交付

国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

（ウ）業務内容等の公表

本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

（2）需給調整・価格安定対策

ア 砂糖関係業務

砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観

点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。

イ でん粉関係業務

でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。

5 情報収集提供業務

(1) 調査テーマの重点化

農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集及び提供に当たっては、我が国の農畜産業がTPP11協定等を契機として、新たな国際環境に入ることも踏まえ、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、情報利用者等の参画を得て開催する情報検討委員会において、平成31年度の実施状況及び平成32年度の計画について検討する。

また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。

(2) 需給等関連情報の迅速な提供

需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。

また、情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等には迅速に対応する。

(3) 情報提供の効果測定等

ア アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を行うこととし、情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。

イ アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。

さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営の効率化による経費の削減

(1) 業務経費の削減

業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。

(2) 一般管理費の削減

業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。

2 役職員の給与水準

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指数を国家公務員と同程度に維持するとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表する。

3 調達等合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。

また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。

4 業務執行の改善

(1) 業務全体の点検・評価

ア 業務の進行状況及び実績について、四半期毎に点検・評価する。

イ 平成30年度における業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。

ウ 第三者機関による平成30年度における業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。

(2) 補助事業の審査・評価

平成30年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。

5 機能的で効率的な組織体制の整備

業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。

6 補助事業の効率化等

(1) 透明性の確保

透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、以下の取組を実施する。

ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。

イ 新規事業を中心に、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。

(2) 効率的な事業の実施

効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。

ア 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。

イ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。

ウ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年目）までのものの利用状況の調査を行う。

また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。

エ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受領してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受領してから交付決定の通知を行うまでの期間を10業務日以内とする。

オ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入する。また、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ評価手法の改善を行う。

カ 畜産業振興事業等について、次の取組を行う。

(ア) 決算上の不用理由の分析を行う。

(イ) 造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づく基金の見直しを行う。

7 ICTの活用による業務の効率化

TPP等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。

8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制

砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」（平成22年9月農林水産省公表）に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

平成31年度予算

(1) 総計

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食 肉等）関係	畜産（酪農・乳 業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集 提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金	465	66	305	618	482	135	317	837	2,608
国庫補助金			3,640						3,640
その他の政府交付金	34,896	32,198		10,474	10,474		192	202	77,962
業務収入		45,633		61,547	49,423	12,124		569	107,750
拠出金	5,627	1							5,628
負担金			1,783						1,783
納付金			1,699						1,699
資金より受入	120,281	19,990	14,821					38	155,130
借入金				36,324	36,324	-			36,324
諸収入	78,477		203				138	319	79,137
計	239,747	97,888	22,450	108,962	96,703	12,259	647	1,965	471,660
支出									
業務経費	243,353	103,093	22,158	81,430	69,490	11,940	412		450,446
借入金償還				26,498	26,498	-			26,498
人件費	465	233	292	494	399	95	236	925	2,645
一般管理費								1,036	1,036
その他支出				42	42				42
計	243,818	103,326	22,450	108,464	96,428	12,036	647	1,961	480,667

(注記) 1 勘定間の内部取引を除く。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金	424	66					103	145	737
その他の政府交付金	34,896	7,908					192	193	43,189
拠出金	5,627	1							5,628
調整資金より受入	43,442								43,442
畜産業振興資金より受入	76,839	19,990						38	96,866
諸収入	78,477						91	193	78,762
計	239,706	27,965					386	568	268,624
支出									
業務経費	177,153	27,898					284		205,335
肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費	120,157								120,157
畜産業振興事業費	56,996	27,898							84,895
情報収集提供事業費							284		284
肉用子牛勘定へ繰入	62,128							13	62,142
人件費	424	66					103	327	920
一般管理費								222	222
計	239,706	27,965					386	563	268,619

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(3) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
その他の政府交付金		24,290						10	24,300
業務収入		45,633						569	46,203
諸収入								7	7
計		69,924						586	70,510
支出									
業務経費		75,195							75,195
加工原料乳補給金等事業費		36,780							36,780
輸入乳製品売買事業費		38,415							38,415
人件費		167						119	286
一般管理費								467	467
計		75,362						586	75,947

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(4) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金			305				49	135	489
国庫補助金			3,640						3,640
野菜事業負担金			1,783						1,783
野菜事業納付金			1,699						1,699
野菜生産出荷安定資金より受入			14,821						14,821
諸収入			203				46	114	363
計			22,450				95	249	22,795
支出									
業務経費			22,158				46		22,205
野菜生産出荷安定事業費			20,193						20,193
野菜農業振興事業費			1,965						1,965
情報収集提供事業費							46		46
人件費			292				49	135	476
一般管理費								114	114
計			22,450				95	249	22,795

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(5) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金				482	482		124	400	1,007
その他の政府交付金				10,474	10,474				10,474
業務収入				49,423	49,423				49,423
借入金				36,324	36,324				36,324
諸収入								3	3
計				96,703	96,703		124	404	97,231
支出									
業務経費				69,490	69,490		52		69,541
糖価調整事業費				48,833	48,833				48,833
国庫納付金				20,657	20,657				20,657
情報収集提供事業費							52		52
借入金償還				26,498	26,498				26,498
人件費				399	399		73	238	709
一般管理費								166	166
その他支出				42	42				42
計				96,428	96,428		124	404	96,956

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(6) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金				135		135	42	137	314
業務収入				12,124		12,124			12,124
借入金				-		-			-
諸収入								1	1
計				12,259		12,259	42	138	12,439
支出									
業務経費				11,940		11,940	30		11,970
でん粉価格調整事業費				6,298		6,298			6,298
国庫納付金				5,643		5,643			5,643
情報収集提供事業費							30		30
借入金償還				-		-			-
人件費				95		95	12	84	191
一般管理費								54	54
計				12,036		12,036	42	138	12,215

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金	41							19	61
畜産勘定より受入	62,128							13	62,142
諸収入								2	2
計	62,170							34	62,204
支出									
業務経費	66,200								66,200
肉用子牛補給金等事業費	66,200								66,200
人件費	41							21	62
一般管理費								14	14
計	66,241							35	66,276

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

2 収支計画

平成31年度収支計画

(1) 総計

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部	243,784	101,406	20,879	81,936	69,907	12,029	631	4,056	452,693
経常費用	243,784	101,406	20,879	81,936	69,907	12,029	631	2,187	450,823
業務経費	243,332	101,186	20,599	81,430	69,490	11,940	412		446,959
人件費	431	219	273	464	375	89	220	1,138	2,745
一般管理費								1,025	1,025
その他支出				42	42				42
減価償却費	21	1	8	0	0	0		23	52
臨時損失								1,869	1,869
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入								153	153
会計基準改訂に伴う退職給付費用								1,716	1,716
収益の部	239,712	95,962	20,879	72,608	60,356	12,253	631	4,056	433,849
経常収益	161,237	95,962	20,879	72,608	60,356	12,253	631	2,186	353,505
運営費交付金収益	431	61	286	588	459	129	301	692	2,359
補助金等収益	160,804	52,189	20,383	10,474	10,474		192	240	244,282
業務収入		43,712		61,547	49,423	12,124		584	105,843
資産見返運営費交付金戻入				0	0	0		6	6
資産見返補助金戻入			8					2	9
賞与引当金見返に係る収益								156	156
退職給付引当金見返に係る収益								188	188
諸収入	2		203				138	319	662
臨時利益	78,475							1,869	80,344
過年度補助事業費返還金等	78,475								78,475
賞与引当金見返に係る収益								153	153
退職給付引当金見返に係る収益								1,716	1,716
純利益（△純損失）	△ 4,071	△ 5,444	-	△ 9,328	△ 9,551	224	-	△ 1	△ 18,844

(注記) 1 勘定間の内部取引を除く。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区別	畜産(肉畜・食肉等)関係	畜産(酪農・乳業)関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部	239,674	27,960					378	1,440	269,451
経常費用	239,674	27,960					378	644	268,655
業務経費	177,153	27,898					284		205,335
肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費	120,157								120,157
畜産業振興事業費	56,996	27,898							84,895
情報収集提供事業費							284		284
肉用子牛勘定へ繰入	62,128							13	62,142
人件費	392	61					95	403	951
一般管理費								217	217
減価償却費								10	10
臨時損失								796	796
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入								65	65
会計基準改訂に伴う退職給付費用								731	731
収益の部	239,674	27,960					378	1,440	269,451
経常収益	161,199	27,960					378	644	190,180
運営費交付金収益	392	61					95	70	618
補助金等収益	160,804	27,898					192	230	189,125
賞与引当金見返に係る収益								66	66
退職給付引当金見返に係る収益								84	84
諸収入	2						91	193	287
臨時利益	78,475							796	79,271
過年度補助事業費返還金等	78,475								78,475
賞与引当金見返に係る収益								65	65
退職給付引当金見返に係る収益								731	731
純利益(△純損失)	-	-					-	-	-

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(3) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区別	畜産(肉畜・食肉等)関係	畜産(酪農・乳業)関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部		73,447						601	74,047
経常費用		73,447						601	74,047
業務経費		73,288							73,288
加工原料乳補給金等事業費		36,779							36,779
輸入乳製品売買事業費		36,509							36,509
人件費		158						134	292
一般管理費								467	467
減価償却費		1							1
収益の部		68,003						601	68,603
経常収益		68,003						601	68,603
補助金等収益		24,290						10	24,300
業務収入		43,712						584	44,296
諸収入								7	7
純利益(△純損失)		△ 5,444						-	△ 5,444

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(4) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部			20,879				92	661	21,632
経常費用			20,879				92	292	21,263
業務経費			20,599				46		20,645
野菜生産出荷安定事業費			18,634						18,634
野菜農業振興事業費			1,965						1,965
情報収集提供事業費							46		46
人件費			273				45	178	497
一般管理費								108	108
減価償却費			8					6	13
臨時損失								369	369
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入								31	31
会計基準改訂に伴う退職給付費用								338	338
収益の部			20,879				92	661	21,632
経常収益			20,879				92	292	21,263
運営費交付金収益			286				45	119	451
補助金等収益			20,383						20,383
資産見返補助金戻入			8						8
賞与引当金見返に係る収益								32	32
退職給付引当金見返に係る収益								27	27
諸収入			203				46	114	363
臨時利益								369	369
賞与引当金見返に係る収益								31	31
退職給付引当金見返に係る収益								338	338
純利益（△純損失）			-				-	-	-

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(5) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部				69,907	69,907		120	973	70,999
経常費用				69,907	69,907		120	465	70,492
業務経費				69,490	69,490		52		69,541
糖価調整事業費				48,833	48,833				48,833
国庫納付金				20,657	20,657				20,657
情報収集提供事業費							52		52
人件費				375	375		68	294	738
一般管理費								166	166
その他支出				42	42				42
減価償却費				0	0			5	6
臨時損失								508	508
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入								40	40
会計基準改訂に伴う退職給付費用								468	468
収益の部				60,356	60,356		120	973	61,448
経常収益				60,356	60,356		120	465	60,941
運営費交付金収益				459	459		120	358	936
補助金等収益				10,474	10,474				10,474
業務収入				49,423	49,423				49,423
資産見返運営費交付金戻入				0	0			4	4
資産見返補助金戻入								2	2
賞与引当金見返に係る収益								41	41
退職給付引当金見返に係る収益								58	58
諸収入								3	3
臨時利益								508	508
賞与引当金見返に係る収益								40	40
退職給付引当金見返に係る収益								468	468
純利益（△純損失）				△ 9,551	△ 9,551		-	-	△ 9,551

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(6) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部				12,029		12,029	41	312	12,382
経常費用				12,029		12,029	41	160	12,230
業務経費				11,940		11,940	30		11,970
でん粉価格調整事業費				6,298		6,298			6,298
国庫納付金				5,643		5,643			5,643
情報収集提供事業費							30		30
人件費				89		89	11	104	204
一般管理費								54	54
減価償却費				0		0		2	2
臨時損失								152	152
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入								13	13
会計基準改訂に伴う退職給付費用								140	140
収益の部				12,253		12,253	41	312	12,606
経常収益				12,253		12,253	41	160	12,454
運営費交付金収益				129		129	41	131	301
業務収入				12,124		12,124			12,124
資産見返運営費交付金戻入				0		0		2	2
賞与引当金見返に係る収益								13	13
退職給付引当金見返に係る収益								13	13
諸収入								0	0
臨時利益								152	152
賞与引当金見返に係る収益								13	13
退職給付引当金見返に係る収益								140	140
純利益（△純損失）				224		224	-	-	224

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部	66,238							84	66,322
経常費用	66,238							39	66,278
業務経費	66,179								66,179
肉用子牛補給金等事業費	66,179								66,179
人件費	39							25	64
一般管理費								14	14
減価償却費	21								21
臨時損失								44	44
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入								4	4
会計基準改訂に伴う退職給付費用								41	41
収益の部	62,167							83	62,250
経常収益	62,167							39	62,206
運営費交付金収益	39							14	53
畜産勘定より受入	62,128							13	62,142
賞与引当金見返に係る収益								4	4
退職給付引当金見返に係る収益								5	5
諸収入								2	2
臨時利益								44	44
賞与引当金見返に係る収益								4	4
退職給付引当金見返に係る収益								41	41
純利益（△純損失）	△ 4,071							△ 1	△ 4,072

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

3 資金計画

平成31年度資金計画

(1) 総計

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出	544,948	144,903	38,460	126,090	110,439	15,651	670	4,314	859,386
業務活動による支出	236,638	104,850	22,608	82,539	70,466	12,072	670	1,960	449,264
投資活動による支出	247,000	29,000	7,800	1,000		1,000		1,005	285,805
財務活動による支出	2,786	1		38,462	38,462	-		19	41,268
次年度への繰越金	58,524	11,053	8,053	4,090	1,511	2,579	-	1,330	83,050
資金収入	544,948	144,903	38,460	126,090	110,439	15,651	670	4,314	859,386
業務活動による収入	119,477	76,108	7,615	72,832	60,600	12,233	658	1,939	278,629
投資活動による収入	288,000	35,000	18,900	1,000		1,000		1,000	343,900
財務活動による収入				48,631	48,631	-			48,631
前年度繰越金	137,471	33,795	11,945	3,628	1,209	2,419	12	1,375	188,226

(注記) 1 勘定間の内部取引を除く。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出	540,589	31,928					396	2,227	575,139
業務活動による支出	232,300	31,928					396	545	265,168
投資活動による支出	247,000							1,005	248,005
財務活動による支出	2,766							16	2,782
次年度への繰越金	58,524	-					-	660	59,184
資金収入	540,589	31,928					396	2,227	575,139
業務活動による収入	119,436	7,975					384	525	128,319
投資活動による収入	286,000							1,000	287,000
前年度繰越金	135,153	23,953					12	702	159,820

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(3) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区分	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出		112,975						603	113,578
業務活動による支出		72,922						603	73,525
投資活動による支出		29,000							29,000
財務活動による支出		1							1
次年度への繰越金		11,053						-	11,053
資金収入		112,975						603	113,578
業務活動による収入		68,133						601	68,734
投資活動による収入		35,000							35,000
前年度繰越金		9,842						2	9,844

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(4) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出			38,460				113	842	39,415
業務活動による支出			22,608				113	249	22,969
投資活動による支出			7,800						7,800
財務活動による支出								2	2
次年度への繰越金			8,053				-	591	8,644
資金収入			38,460				113	842	39,415
業務活動による収入			7,615				113	251	7,978
投資活動による収入			18,900						18,900
前年度繰越金			11,945				-	591	12,537

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(5) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出				110,439	110,439		121	403	110,963
業務活動による支出				70,466	70,466		121	403	70,990
財務活動による支出				38,462	38,462				38,462
次年度への繰越金				1,511	1,511		-	-	1,511
資金収入				110,439	110,439		121	403	110,963
業務活動による収入				60,600	60,600		121	403	61,123
投資活動による収入								0	0
財務活動による収入				48,631	48,631				48,631
前年度繰越金				1,209	1,209		-	-	1,209

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(6) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出				15,651	15,651		41	138	15,830
業務活動による支出				12,072	12,072		41	138	12,251
投資活動による支出				1,000	1,000				1,000
財務活動による支出				-	-			1	1
次年度への繰越金				2,579	2,579		-	-	2,579
資金収入				15,651	15,651		41	138	15,830
業務活動による収入				12,233	12,233		41	138	12,412
投資活動による収入				1,000	1,000			0	1,000
財務活動による収入				-	-				-
前年度繰越金				2,419	2,419		-	-	2,419

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出	58,918							114	59,032
業務活動による支出	58,897							35	58,932
財務活動による支出	21								21
次年度への繰越金	1							79	79
資金収入	58,918							114	59,032
業務活動による収入	54,600							34	54,634
投資活動による収入	2,000								2,000
前年度繰越金	2,318							80	2,398

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

4 財務運営の適正化

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。

また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。

5 資金の管理及び運用

資金の管理及び運用においては、「資金管理運用基準」に基づき、安全性に留意しつつ以下により効率的な運用を行う。

- (1) 事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施する。
- (2) 資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。

第4 短期借入金の限度額

- 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。
- 2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、800億円とする。
- 3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120億円とする。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度までに金銭により国庫に納付する。

平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成23年度予備費で措置された

畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、金銭により国庫に納付する。

第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
予定なし

第7 剰余金の使途

人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 ガバナンスの強化

(1) 内部統制の充実・強化

内部統制の充実・強化を図るため、次の取組を行い、必要に応じて規程等を見直す。

ア 内部統制を適切に推進するための内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係るモニタリングを実施する。

イ 理事長の意思決定を補佐するための役員会を開催する。

ウ 組織目標の達成等に必要な情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会を定期的を開催する。

エ 平成31年度内部監査年度計画に基づく内部監査を実施する。

オ 業務上のリスクを適切かつ効率的に管理するため、リスク管理の取組を推進する。

カ 個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。

(2) コンプライアンスの推進

法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、コンプライアンス委員会で審議された平成31年度コンプライアンス推進計画に基づくコンプライアンスを推進する。

2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

(1) 方針

業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。

また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。

(2) 人員に関する指標

期末の常勤職員数は、250人を上回らないものとする。

(3) 業務運営能力等の向上

職員の事務処理能力の向上を図るため、業務運営能力開発向上基本計画に基づき、研修を実施する。

ア 職員の総合的能力を養成するための階層別研修として以下の研修を実施する。

(ア) 初任者研修として、ビジネスマナー研修、初任者現場研修等

(イ) 一般職員研修として、農村派遣研修、行政実務研修、統計研修等

(ウ) 管理職研修として、新任管理職研修等

イ 職員の専門的能力を養成するため、人事異動に応じて、各部署で必要とされる能力を確保するため、必要に応じて下記の研修を受講させる。

(ア) 会計関連研修として、会計事務職員研修

(イ) 広報・システム関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修

(ウ) 総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修

(エ) 監査関連研修として、内部監査研修等

(オ) 調査情報関連研修として、語学力向上研修、海外派遣研修

(カ) 畜産関連研修として、中央畜産技術研修会、食肉基礎研修

3 情報公開の推進

(1) 情報開示及び照会事項への対応

公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、同法第22条第1項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。

(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の取組を行う。

ア 畜産関係業務、野菜関係業務

(ア) 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。

(イ) 生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。

イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務

機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。

ウ 畜産業振興事業により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等に準じて定めた基準に基づき、基金の保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめて公表する。

エ 畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。

4 消費者等への広報

(1) 消費者等への情報提供

消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。

ア 広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。

イ 消費者等の情報ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施するとともに、その結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。

ウ 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。

(2) ホームページの機能強化

ホームページの機能強化を図るため、以下の取組を行う。

ア ホームページの改善等に反映させるため、ホームページの活用状況の集計・分析を実施する。

イ アの集計・分析結果、アンケート調査結果、情報検討委員会の意見等を踏まえた検討を行い、ホームページをスマートフォンへ対応させるなど必要に応じてその結果をホームページに反映させる。

5 情報セキュリティ対策の向上

(1) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

(2) 緊急時を含めた連絡体制の整備

所管部局との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について所管部局との情報交換を積極的に行う。

特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに所管部局の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。

6 施設及び設備に関する計画

予定なし

7 積立金の処分に関する事項

畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号。以下「機構法」という。）附則第 8 条第 1 項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第 10 条第 1 号ロからへまでに規定する業務、同条第 5 号ホ及びへに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項に規定する業務に充てることとする。